

ドル円

長期トレンド
(円高ドル安方向)

引き続き変動幅の大きい1年の見通し

Teck Leng Tan, CFA, Strategist; Dominic Schnider, CFA, CAIA, Strategist; Jessie Ren, Strategist

- 我々は2024年12月、2025年3月、同6月、同9月のドル円の予想値を、それぞれ155円、152円、150円、147円に引き上げた(従来は各147円、143円、140円、138円)。また、新たに2025年12月の予想を追加し、145円とする。
- 米国10年債利回りが30~40ベースポイント(bp)上昇して4.8%に達すれば、ドル円は短期的に158~160円へと上昇する可能性がある。我々は、米国10年債利回りとドル円のいずれも、これを上値として中期的には反転するとみている。
- 政治的観点から見ると、トランプ次期大統領は以前、過度な円安を批判しており、日本の政策当局も160円を超える円安は容認しがたいだろう。円の上昇は日米双方にとってプラスとみられる。

ドル円と米国債利回りの下落は後ずれする見通し

我々は2024年12月、2025年3月、同6月、同9月のドル円の予想値を、それぞれ155円、152円、150円、147円に引き上げた(従来は各147円、143円、140円、138円)。また、新たに2025年12月の予想を追加し、145円とする。今回の予想値引き上げは、トランプ前大統領の返り咲きが決まり、連邦議会の上下両院でも共和党が多数派を占めることが確実になったことで、その政策の傾向から、米国金利が長期間高止まりする可能性を反映したものである。

米国債利回りが上昇し続けた場合、ドル円が短期的に158~160円まで上昇する可能性は排除できないだろう。過去3年間の感応度分析によれば、米国と日本の10年債利回りの差が10bp広がると、ドル円の為替レートが1円上昇している。これを踏まえると、米国10年債利回りが短期的に急上昇して4.8%に到達すれば、ドル円が158~160円の上値を試す展開もあり得る。160円台をつけた場合には、今年4月、5月、7月に見られたように、日本政府および日銀が口先介入または実際の介入を行う可能性が高いと考えている。

しかし、ドル円は短期的に上昇する可能性はあるものの、我々は2025年を通して徐々に下落すると予想する。第1に、米連邦準備理事会(FRB)は利下げサイクルに入っており、現在の我々の基本シナリオ(2025年に合計100bp)より緩和ペースが落ちても、米国債利回りは低下すると考えている。第2に、現在のドル円の水準は、日米金利差から考えて割高だとみている。日米間の10年実質金利差は、ドル円が145~146円に向けて下落する余地があることを示唆する(図表1参照)。第3に、貿易摩擦の激化と、その世界経済への影響に対する懸念の高まりは、2025年の円高要因にもなる。実際、2018~2019年の米中貿易摩擦の後期には、円は対米ドルで約5~6%上昇した(図表2参照)。そして第4に、政治的観点から見ると、トランプ次期大統領は以前、過度な円安を批判しており、日本の政策当局も160円を超える円安は容認しがたいだろう。円の上昇は日米双方にとってプラスとみられる。

為替レート予想:ドル円

14 Nov 2024	156.00	PPP*	88.0
Mar 25	152.00	TEEER*	80.0
Jun 25	150.00		
Sep 25	147.00		
Dec 25	145.00		

リフィニティブ、マクロボンド、UBS算出。*購買力平価(PPP)はそれ自体予測ではなく、UBSが算出した為替レートの長期均衡値。トレンド外挿法による均衡為替レート(TEEER)はPPPの今後3年の予測値。

ファンダメンタルズの影響

	Curr	GDP F	CPI F	CB target rate (1)	10Y Yield (1)
2024 USD		3.0	2.7	4.3	3.9
2025 USD		2.6	1.9	NA	NA
2024 JPY	(0.2)		2.6	0.5	1.1
2025 JPY	1.1		1.8	NA	NA

注: F=予想、(1) 年末値、CPI=消費者物価指数、CB=中央銀行
出所: UBS

図表1: 足元の金利差は145~146円へのドル円下落を示唆

日々データ



出所: ブルームバーグ、UBS、2024年11月

図表2: 2018~2019年の米中貿易摩擦の後期では、米国の金利低下に伴い、対米ドルで円が上昇した *は2018年6月(貿易摩擦開始時期)を100とする



出所: ブルームバーグ、UBS、2024年11月

免責事項と開示事項

本レポートは、UBS Group AG (「UBS Group」)傘下のUBS Switzerland AG (スイスのFINMAの規制対象)またはその関連会社(「UBS」)の事業部門であるUBS チーフ・インベストメント・オフィス(CIO)・グローバル・ウェルス・マネジメントが作成したリサーチレポートをもとに、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(以下、「当社」)が翻訳・編集等を行い、作成したものです。UBS Groupには旧Credit Suisse AG、およびその子会社、支店、関連会社が含まれます。英文の原文と翻訳内容に齟齬がある場合には原文が優先します。本レポートが英文で作成されている場合は、英語での内容をお客様ご自身が十分理解した上でご投資についてはご判断していただきますようお願いいたします。なお、本レポートは、当社のほか、UBS 銀行東京支店を通じて配布されることがあります。

UBS Group内の様々な部門、グループ、人員は相互に独立して別個のリサーチ資料を作成・配布することがあります。CIOが発行するリサーチレポートはUBS Global Wealth Managementが作成しています。UBS Global ResearchはUBS Investment Bankが作成しています。投資推奨、投資期間、モデルの想定、バリュエーション算出方法などのリサーチ手法と格付けシステムはリサーチ組織ごとに異なることがあります。よって、一部の経済予測(UBS CIOとUBS Global Researchの共同作成によるもの)を除いては、投資推奨、格付け、価格見通し、バリュエーションは各個別のリサーチ組織間で異なる、または矛盾する場合があります。各リサーチ資料のリサーチ方法や格付け制度の詳細については各リサーチ資料をご参照下さい。すべてのお客様が各組織が発行するすべての資料を入手できるわけではありません。各リサーチ資料は作成した組織の方針および手順に則っています。本レポートを作成したアナリストの報酬はリサーチ・マネジメントおよびシニア・マネジメントのみによって決定されます。アナリストの報酬は投資銀行、営業およびトレーディング・サービス部門の収益に基づきませんが、報酬は、投資銀行、営業およびトレーディング・サービス部門を含むUBS Group全体の収益と関係することがあります。

本レポートは情報提供のみを目的としたものであり、投資やその他の特定商品の売買または売買に関する勧誘を意図したものではありません。金融商品取引法に基づいた開示資料ではありません。また、お客様に特有の投資目的、財務状況等を考慮したものではありません。銘柄の選定はお客様ご自身で行って頂くようお願い致します。

本レポートに掲載された情報や意見はすべて当社が信頼できると判断した情報源から入手したのですが、その正確性または完全性については、明示・黙示を問わずいかなる表明もしくは保証もいたしません。本レポートに掲載されたすべての情報、意見、価格は、予告なく変更される場合があります。過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。本レポートに記載されている資産クラスや商品には、当社で取り扱っていないものも含まれることがあります。

一部の投資は、その証券の流動性が低いためにすぐには現金化できない可能性があり、そのため投資の価値やリスクの測定が困難な場合があります。先物およびオプション取引はリスクが高いと考えられ、一部の投資はその価値が突如大幅に減少する可能性があり、現金化した場合に損失が生じたり、追加的な支出が必要になったりする場合があります。また、為替レートの変動が投資の価格、価値、収益に悪影響を及ぼす可能性があります。金融商品・銘柄の選定、投資の最終決定は、お客様ご自身のご判断により、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・税務・投資等に関する専門家にご相談の上でのお客様のご判断により、行っていただきますようお願いいたします。また当社では税務、法務等の助言は行いません。

金融商品取引法による業者概要及び手数料・リスク表示

商号等：UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3233号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

当社における国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大1.10%(税込)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大1.375%(税込)の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらを超える手数料を適用する場合があります。この場合の手数料は、市場状況、取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。これらの株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されています。外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

当社において債券(国債、地方債、政府保証債、社債、等)を当社が相手方となりお買い付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社における投資信託のお取引には、直接ご負担いただく手数料としてお申込み金額に対して最大3.3%(税込)の購入時手数料がかかります。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、国内投資信託の場合、換金時の基準価額に対して最大0.3%の信託財産留保額を、外国投資信託の場合、換金時の一口当たり純資産価格に対して最大5.0%の買戻手数料をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(国内投資信託の場合、最大2.20%(税込、年率)。外国投資信託の場合、最大2.75%(年率)。)のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額を示すことができません。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じるおそれがあります。

ドル円

「UBS投資一任運用サービス(以下、当サービス)」のお取引には、投資一任契約の運用報酬として、お客様の契約期間中の時価評価額に応じて年率最大2.20%(税込)をご負担いただきます。その他、投資対象となる投資信託に係る運用管理費用(信託報酬)や諸費用等を間接的にご負担いただきます。また、外国株式の売買その他の取引については、取引毎に現地取引(委託)手数料、外国現地取引所取引手数料および外国現地取引所取引税などの現地手数料等が発生し、これらの金額は個別の取引の決済金額に含まれます。運用報酬以外のこれらの費用等の合計額は運用状況により異なるため、事前にその料率・上限等を示すことができません。当サービスによる運用は投資一任契約に基づく運用を行いますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。これらの運用の損益はすべてお客様に帰属します。

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの0.5%または0.5円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの1%を上限とします。

UBS銀行東京支店が提供する金融商品等に関する留意事項

外貨預金契約に手数料はありません。預入時に他通貨から預け入れる場合、あるいはお受取時に他通貨に交換する場合には、本契約とは別に為替取引を行って頂く必要があり、その際には為替手数料を含んだレートが適用されます。外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取時の外貨金額を円換算すると、当初払い込み外貨金額の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

その他のご留意事項

当社の関係法人であるUBS AGおよびUBS Group内の他の企業(またはその従業員)は随時、本資料で言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人等として取引したりすることがあります。あるいは、本資料で言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。

©UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 2024 すべての権利を留保します。事前の許可なく、本レポートを転載・複製することはできません。また、いかなる理由であれ、本レポートを第三者に配布・譲渡することを禁止します。UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社は、本レポートの使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関および銀行代理業務の業務委託契約に基づく銀行代理業者
商号等：三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会